

掲載日：2011年3月1日

神奈川県国民保護協議会の会議記録

様式 3

会 議 記 録

次の協議会を下記のとおり開催した。

審議会等名称	神奈川県国民保護協議会
開催日時	平成17年3月28日(月) 10:30~11:15
開催場所	県災害対策本部室 (県庁第二分庁舎 6 階)
出席者 ※ 会長等◎ 副会長等○	◎松沢成文、(代)三宅 茂、(代)藤原 要、本田隆文、土屋哲郎、吉川榮治、永田久雄、 ○大木宏之、(代)前田重一、伊藤茂男、石田 稔、村山正和、土屋侯保、(代)高橋永清、 山口仁臣、吉田 紀、(代)高澤 靖、(代)荒木節夫、藤田 昇、(代)小林実央、(代)小山 田近一、井上 進、岡田昭彦、二宮知道、嶋村尚美 ※ (代) は代理出席者
次回開催予定日	未定
問い合わせ先	所属名、担当者名 災害消防課、仙田 電話番号 045-210-3444 メールアドレス saigaitaisaku.0311@pref.kanagawa.jp
会議記録	発言記録
内容	<p>〔開会〕 司会 (遠藤防災局長) ただ今から、神奈川県国民保護協議会を開会いたします。委員の皆様、あらかじめ申し上げます。通常ですと、冒頭に、会長からごあいさつを申し上げた上で議事に入るところでございますが、本協議会は本日が初めての会議でございますので、本題に入ります前に、会議の公開、非公開等の運営方法について、お決めいただく必要がございます。つきましては、協議会の運営についてご審議をいただいた上で、あらかじめ本題に入らせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。この会議の議長は、「神奈川県国民保護協議会条例」第4条第1項の規定により、神奈川県国民保護協議会の会長が議長となるとされておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>〔会長の職務代理の指名〕 会長 神奈川県知事の松沢でございます。それでは、早速ですが、「協議会の運営について」を議題といたします。はじめに、会長の職務代理についてでございますが、「神奈川県国民保護協議会条例」第3条に、「会長があらかじめ指名する委員」と規定されておりますので、大木委員を会長の職務代理に指名いたします。</p> <p>〔代理出席の検討〕 会長 次に、代理出席の取扱いについてでございます。事務局から説明をいたします。</p> <p>事務局 (清水防災局応急対策担当課長) 事務局、防災局の清水でございます。よろしくお願ひいたします。代理出席につきましては、今回の協議会の開催日程を調整させていただきました時に、何人かの委員の方からご要望がございまして、協議会で決めさせていただきたいと存じます。なお、災害対策基本法に基づく防災会議におきましては、「やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる」とされております。事務局といたしましては、お忙しい委員が多数おられますので、防災会議と同様としてはいかがかと存じます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、防災会議同様、代理出席可ということで、よろしいでしょうか。 (異議なしの声)</p> <p>会長 異議がないということで、そのようにさせていただきますと思います。</p> <p>〔公開・非公開の決定〕 会長 次に、会議の公開・非公開についてでございます。事務局から説明をいたします。</p>

事務局（清水防災局応急対策担当課長）

ご説明申し上げます。本県では、「附属機関の会議等の公開に関する指針」というものを定めておまして、この中で、いわゆる情報公開条例の規定等に基づいて非公開という扱いをしているものを除きまして、附属機関の会議及び会議記録は、原則として公開するとされております。情報公開条例におきましては、個人情報などを非公開としておりますが、現時点において情報公開条例の規定で非公開とされる事項を審議する予定はございません。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、本協議会につきましても、原則として公開とさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会長

それでは公開とさせていただきます。次に会議記録の公開方法について、事務局から説明をいたします。

事務局（清水防災局応急対策担当課長）

ご説明申し上げます。本県では、「附属機関の会議等の公開に関する指針」に基づき、会議終了後に会議記録をホームページ等で公開いたしますが、情報提供にあたりましては、個人情報の提供及び内容について、事前にご本人様のご了承を得ることとされております。事務局におきましては、発言ごとに、所属機関名ではなく、発言をなされた委員のお名前と発言内容を記載する形で、会議記録を取りまとめることを考えております。なお、公開前に、各委員にご発言の内容を確認させていただきますことを申し添えさせていただきます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご了承いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

会長

それでは、そのようにさせていただきます。次に傍聴要領について、事務局から説明いたします。

事務局（清水防災局応急対策担当課長）

ご説明申し上げます。先ほどの指針に基づきまして、会議を公開するにあたりましては、傍聴に係る手続き等を記載した傍聴要領を定めることとされております。皆様のお手元に神奈川県国民保護協議会傍聴要領(案)を用意させていただきます。記載の内容は、傍聴に係る手続き、遵守事項などでございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、会議の公開の決定にあわせ、こちらの要領もご決定いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会長

それでは、ただ今から、傍聴要領に基づき、傍聴人の入室を行います。その前に、進行を司会に返します。

司会（遠藤防災局次長）

委員の皆様申し上げます。傍聴人入室後、知事あいさつが終わるまで、報道機関による撮影を認めたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

（傍聴人入室）

司会（遠藤防災局次長）

それでは、協議会を再開いたします。はじめに、協議会会長であります、松沢知事からごあいさつ申し上げます。

〔あいさつ〕

会長

皆様おはようございます。神奈川県知事の松沢成文でございます。今日は、たいへんお忙しい中、神奈川県国民保護協議会にご出席をいただきまして、委員の皆様、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、このたび、委員就任をお願いいたしましたところ、快く引き受けていただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、4年前の平成13年、米国において同時多発テロが発生し、また、我が国においても九州南西海域において武装不審船事案が発生いたしました。これらの事件により、私たちは新たな脅威の存在と、我が国もそうした脅威と無縁ではないという事実、さらには新たな脅威に備えることの重要性をあらためて強く認識させられました。

そうした中、本県では、米国同時多発テロの発生を契機に、テロ問題連絡調整会議を設置しまして、その後、テロを含む危機事象全般に対応するための、常設の危機管理連絡調整会議を設置して、各部局間の情報の共有化や、全庁的な取組みを進めてまいりました。

一方、国では、武力攻撃という最も重大な国家の緊急事態に対処できるよう武力攻撃事態対処法や国民保護法といった、いわゆる一連の有事関連法を整備したことは皆さんご案内のとおりでございます。その有事関連法の大きな柱の一つである国民保護法において、県は、武力攻撃事態や大規模テロの際に県民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるために、住民の避難に関する措置や、避難住民の救援など、大変重要な措置を担うこととされております。

安全で安心な県民生活を確保することは、県の最も重要かつ基本的な使命であります。万が一、武力攻撃事態が発生した場合に、円滑に県民を保護するための措置を行うためには、あらかじめしっかりとした計画を作成し、平素から備えを万全なものにしておくことが、たいへん重要であると認識をしております。

先日、国から国民の保護に関する基本指針が示されました。県では、この基本指針に基づき、17年度中に国民保護計画を作成することとしております。短い期間で計画を作成することになりますが、神奈川の実情にあった、より実効性のある計画となるよう全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

〔委員等自己紹介〕

〔神奈川県国民保護計画について〕

会長

それでは、議事を進めさせていただきます。「神奈川県国民保護計画について」を議題といたします。事務局から資料に基づきまして、説明いたします。

事務局（清水防災局応急対策担当課長）

それでは、事務局の方から、資料に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。現在の委員をお引き受けいただいている方の名簿でございます。1枚おめくり願います。こちらは各機関のご推薦を受けまして、任命させていただきました幹事の方の名簿でございます。右側のページに、国民保護法の抜粋を記載してございます。法の第37条第2項に協議会の所掌事務が規定されておりまして、協議会は、知事の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項を審議すること、国民の保護に関する重要事項に関し知事に意見を述べることとされております。また、第38条には協議会の組織について規定されております。第2項に会長は知事をもって充てること、第4項に委員の方の選任区分、第5項に委員の方の任期が2年であること等が規定されております。

次に、資料2をご覧くださいと思います。国民保護法についてでございます。1ページをお開きいただきたいと思います。国民保護法を含めました、いわゆる有事法制の全体像でございます。上段の囲みに「武力攻撃事態対処法」とございまして。平成15年、我が国が外部から武力攻撃を受けたときに対処する基本法といたしまして「武力攻撃事態対処法」が制定されました。武力攻撃事態対処法では、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続などの基本的事項を定めております。この法律の制定によりまして、我が国における、武力攻撃等の緊急事態への対処に関する制度の基礎が確立いたしました。下の段の囲みに「平成16年の通常国会で成立した法律」がございまして、ここに7つの法律が記載されております。これらは武力攻撃事態対処法に定められた基本理念等の枠組みの下で整備されたものでございまして、昨年6月に成立いたしました。一番左に、「国民保護法」がございまして、ただいま申し上げました「武力攻撃事態対処法」の基本的枠組みの下で整備されました個別の法制のひとつでございます。昨年9月17日に施行されております。

2ページをお開きいただきたいと思います。国民保護法の基本的な構成が記載されております。国民保護法では、武力攻撃事態等のほか、大規模テロ等の緊急対処事態において、国民の生命、身体、財産を保護し、武力攻撃事態等に伴う被害を最小にすることができまよう、国や地方公共団体等の役割分担や、その具体的な措置が規定されておるところでございます。法の作りといたしましては、ページの左側に記載されました「総則」と、右側に記載されております国民の生命、身体、財産を保護するための各種の「措置」に関する規定で構成されております。個別具体的な措置といたしましては、右側の上から、避難に関する措置、救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民生活の安定に関する措置がございまして、これらのことを総称いたしまして「国民の保護のための措置」と呼んでいるところでございまして、具体的な措置の内容といたしましては、例えば、一番上の「避難に関する措置」の3つ目のボツにございまして「住民に対する避難の指示」、5つ目のボツにございまして「避難住民の誘導」、その下の「救援に関する措置」の2つ目のボツにございまして「避難住民の救援」、4つ目のボツにございまして「医療の確保」などがございまして。

3ページをご覧くださいと思います。国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」等の全体像でございます。武力攻撃事態等におきましては、国、県、市町村及び指定機関、それぞれが国民保護措置を行うこととされておりますが、いざというときに円滑に措置が行えるよう、それぞれがあらかじめ計画等を作成することとされております。まず、一番上の段に「国」という囲みがございまして、国は国民の保護に関する基本指針を策定することとされております。ご案内のとおり、先週の金曜日に閣議決定されました。国民の保護に関する基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最上位に位置するものでございまして、指定行政機関、都道府県、指定公共機関は、この基本指針に基づきまして計画を作成することとされております。真中の段をご覧くださいと思いますが、

真中に都道府県がございまして、県は先ほどの基本指針に基づきまして、国民の保護に関する計画を作成することとされております。なお、都道府県の囲みに向かって左側から矢印が伸びておりますが、県の計画作成に当たりましては、国民保護協議会に諮問することとされております。下段をご覧くださいといたしまして、市町村、指定地方公共機関という囲みがございまして、市町村及び指定地方公共機関は、県の計画に基づきまして、計画を作成することとされております。

最後の4ページをお開きいただきたいと思います。武力攻撃事態等が発生した場合の国民の保護のための仕組みが記載されております。真中に網がかかった囲みがございまして、国、都道府県、市町村、そして指定公共機関・指定地方公共機関がございまして、これらが国民の保護のための措置を行う主体でございまして、これらの機関が、それぞれ、左側にございまして「避難・救援」や、右側にございまして「武力攻撃災害に伴う被害の最小化」のための措置を行うこととなります。

次に資料の3をご覧くださいといたします。こちらは、先週末に閣議決定されました基本指針の原典でございまして、76ページに渡るものでございまして、恐縮でございまして、資料の4の概要に基づきまして、説明を申し上げます。

それでは資料の4をご覧くださいといたします。

第1章では「国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針」が定められております。具体的には、国民保護措置の実施に当たりましては、(1)の「基本的人権の尊重」、(3)の「正確な情報を適時適切に国民に提供」すること、(6)の「指定公共機関等の自主性を尊重」することといった留意事項が示されております。

第2章では「武力攻撃事態の想定に関する事項」が定められております。武力攻撃事態の想定といたしまして、(1)の着上陸侵攻、(2)のゲリラや特殊部隊による攻撃、(3)の弾道ミサイル攻撃、2ページにまわりまして、(4)の航空攻撃の4類型に整理されているところでございまして、この類型に応じまして、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、国民保護措置の実施にあたっての留意事項が整理されているところでございまして。

第3章では「実施体制の確立」が定められております。(1)の5行目をご覧くださいといたします。都道府県においては担当職員による当直など、24時間即応可能な体制の確保に努めるとされております。また、市町村におきましても、当直等の強化に努めること、とされております。

続きまして、第4章では「国民の保護のための措置に関する事項」が定められておりますが、この章では、住民の避難、避難住民等の救援及び武力攻撃災害への対処に関し、その方法、役割分担等の運用事項が具体的に定められております。住民の避難の流れでございまして、(1)をご覧くださいといたします。まず、武力攻撃事態等において、国の対策本部長が警報を発令いたします。次に、(2)でございまして、国の対策本部長が住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対しまして避難措置を指示いたします。3ページの(4)をご覧ください。避難措置を受けました都道府県知事は市町村長を経由して、住民に対して直ちに避難を指示します。そして、(5)でございまして、市町村長は、避難住民を誘導するとされております。基本指針においては、地域の特性に応じた避難の方法が定められております。2ページの(3)をご覧ください。まず、1つ目のボツでございまして、大都市の住民の避難につきましては、直ちに近隣の屋内施設に避難するよう指示することを基本とするとされております。次に、4つ目のボツでございまして、自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難につきましては、武力攻撃事態等において避難路の確保が円滑に行われるよう、国が必要な調整を実施するとされております。

3ページをご覧ください。2の避難住民等の救援に関する措置でございまして、(1)にございまして、国の対策本部長から指示を受けました都道府県知事は避難住民等に対しまして収容施設の供与や食品の給与等の救援を実施することとされております。(2)の3行目をご覧くださいといたします。食品、飲料水、寝具等につきましては、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めるとされております。また、(4)にございまして、NBC攻撃による災害の場合の医療につきましては、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施するとされているところでございまして。

4ページをお開き願います。3の「武力攻撃災害への対処に関する措置」でございまして、これは、国及び地方公共団体が、それぞれの役割分担に応じて、武力攻撃災害の発生・拡大の防止に必要な措置を実施するとされております。(2)に、知事の役割が記載されております。都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施するとされているところでございまして。

少し飛びまして6ページをお開きいただきたいと思います。第5章では、緊急対処事態への対処についてでございまして、ここでは、武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても、国民保護措置に準じた措置を実施するとされております。また、(1)から(4)に緊急対処事態の想定として、4つの事態が記載されております。具体例が括弧の中に記載されておりますが、原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破、ターミナル駅や列車の爆破、炭疽菌やサリンの大量散布、航空機による自爆テロ等でございます。

次に資料5でございまして、これは、いまご説明を申し上げた事項を図で説明したものでございまして、本日はその説明は割愛させていただきたいといたします。

資料6をご覧くださいといたします。資料6は、消防庁が作成をいたしまして、都道府県に提示するとしております「都道府県国民保護モデル計画」の素案でございまして、いま、委員の皆様のお手元でございますものは、3月1日に公表されました「素案」でござ

います。本日、午後には消防庁が主催する懇談会におきまして、モデル計画を正式に決定するとのことでございます。素案から修正があったと聞いておりますが、骨格は変わっていないとのことでございますので、資料の7でモデル計画（素案）のポイント、こちらを見ていただきたいと思いますが、これで概要を説明させていただきたいと思っております。

資料の7でございますが、まずモデル計画の位置付けでございますが、1つ目の○にございますとおり、モデル計画は都道府県の計画作成の参考とするために作成するものとのことでございます。また、2つ目の○にございますとおり、国の関係省庁ともすりあわせがされるとのことであり、最終的に県計画を国に協議することになりますが、それに資するものとのことでございます。1枚、おめくり願いたいと思っております。全体の構成といたしましては、総論、平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、復旧等、という構成になっております。先ほど説明いたしました基本指針に準拠しながら、地域防災計画を参考に、柱立てをしたとのことでございます。先ほど、ご説明申し上げましたとおり、本日午後、モデル計画が決定され、都道府県に提示されるということでございますので、正式なものが届きましたら、委員の皆様方にも、お送りさせていただきたいと考えております。

最後の資料でございますが資料8をご覧くださいと思います。国民保護法に係る神奈川県の主な取組みでございます。まず1の関係条例の整備でございますが、国民保護法の施行に伴いまして、必要となる条例を昨年12月に整備いたしました。具体的には、(1)の対策本部の組織及び会議等について必要な事項を定めました対策本部条例。(2)の協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めました協議会条例。(3)の武力攻撃災害等の派遣手当の支給に関して必要な事項を定める条例、以上、3つでございます。条例本文につきましては、4ページ以降に掲載をさせていただきました。

次に2の指定地方公共機関の指定でございます。指定公共機関制度は、公共性や公益性を有する民間機関をあらかじめ指定することにより、武力攻撃事態等において一定の役割を担ってもらうという仕組みでございます。国は、昨年9月に、全国的に業務を行っている公共的機関並びに電気、ガス、輸送及び通信などの公益的な事業を営む160の法人を指定公共機関に指定しております。知事は、当該都道府県の区域において公益的事業を行う法人、公共的施設を管理する法人等を指定地方公共機関として指定するとされており、本県におきましては、国の指定を踏まえまして、神奈川県医師会様等18法人を指定いたしました。

7ページをお開きいただきたいと思います。表になっている部分の頭の部分で「指定地方公共機関」という欄が、県で指定をいたしました18法人でございます。なお、右下に記載してございますけれども、このほかに、神奈川県バス協会様及びテレビ神奈川様に指定に同意していただくよう要請中でございます。

大変恐縮ですが2ページにお戻りいただきたいと思います。神奈川県国民保護計画の作成でございますが、国が作成する基本指針及びモデル計画を受けまして、平成17年度中に作成をいたします。先ほど、ご説明をいたしましたけれども、基本指針は先週末に閣議決定され、モデル計画は、本日の午後、決定されるということでございます。神奈川県国民保護計画の作成までの流れでございますけれども、国、県、市町村、指定地方公共機関等で、検討会議を設けまして、計画の素案の案を作成いたします。これを協議会のご意見やパブリックコメント等によりまして必要な修正を行い、計画案を作成いたしまして、協議会に諮問することとしたいと考えております。

3ページにスケジュールを記載しております。夏までに、計画素案の案を作成いたしまして、協議会にお示しし、ご意見をいただくことを考えております。その後、パブリックコメント等を経て、年末に、正式に協議会に諮問をする予定でございます。協議会でご審議をいただきまして、2月に答申をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上資料に基づきましてご説明申し上げます。ご審議よろしく願います。以上でございます。

〔意見交換〕

会長

事務局からの説明は以上でございます。ただ今の説明につきまして、皆様から、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。本日も初回でありますので、何なりと疑問な点などをぜひとも皆さんから出していただければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

(意見なし)

会長

ただ今の資料についてのご質問等はよろしいでしょうか。

(意見なし)

会長

それでは、本日の会議で用意いたしました議題等は以上でございますけれども、本日もうして初めて関係機関の皆様が一堂に会する折角の機会でございますので、国民保護全般について、今日の資料だけではなく、何でも結構でございます。何かご意見、ご提案、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

(意見なし)

会長

それでは、ご意見等はないようでございますので、これを持ちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思っております。本日の会議の運営につきましては、皆様から大変ご協

力いただきましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、進行を司会に戻します。

司会（遠藤防災局次長）

これもちまして、本日の神奈川県国民保護協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上